

○飯塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱

令和2年3月31日

飯塚市告示第95号

(趣旨)

第1条 この告示は、認知症の人及びその家族等が地域で安心して生活することができる環境の整備を目的として実施する飯塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、「飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業」に登録し、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 在宅生活をしており、次のアからオまでに該当しない者

ア 介護保険サービスにおける施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設をいう。)及び居住系サービス(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護をいう。)を利用する者

イ 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院又は診療所に入院している者

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスのうち、療養介護、施設入所支援、共同生活援助のサービスを利用する者

エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設に入所している者

オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホームに入所している者

(2) 要介護認定における主治医の意見書又は要介護認定調査員の調査結果のいずれかで、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の者又はそれに準ずる者

(申請)

第3条 本事業の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、飯塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書を市長に提出するものとする。

2 申請者は、対象者本人又は対象者の親族若しくは対象者と同居若しくは同居に準ずる形態で現に対象者を介護している者(以下「代理人」という。)とする。

(決定)

第4条 市長は、前条の申請を受け付けたときは、保険加入の可否を決定し、飯塚市

認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請結果通知書により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 本事業の保険の被保険者又はその代理人(以下「被保険者等」という。)は、申請事項に変更があった場合は、速やかに変更の内容を飯塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険変更・廃止届(以下「変更・廃止届」という。)により市長に届け出なければならない。

(保険廃止の届出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、被保険者等は速やかに保険の廃止を変更・廃止届により市長に届け出なければならない。

- (1) 被保険者が死亡した場合
- (2) 被保険者が保険加入を辞退する場合
- (3) 被保険者が市外に転出した場合
- (4) 被保険者が在宅でなくなった場合
- (5) 被保険者が「飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業」の登録者でなくなった場合

(補償の対象となる事故)

第7条 被保険者が日常生活に起因する事故等により、他人に怪我を負わせたり、他人の財物を壊した事等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象とする。

(適用除外)

第8条 前条の規定にかかわらず、市と契約した保険会社が定める約款及び特約条項等で免責とされる事故については、補償の対象としない。

(補償の範囲)

第9条 本事業による補償の範囲は、保険契約に適用される約款及び特約条項等で規定される範囲とする。

(補償額の上限)

第10条 本事業による補償額の上限は、自己負担額なしの3億円とする。

(事故発生後の手続)

第11条 補償の請求に該当する事故が起こった場合は、被保険者等は、保険会社が指定する受付窓口へ連絡し、保険会社所定の手続きを行い、補償を請求するものとする。

(事故受付の報告)

第12条 保険会社は、前条の規定による手続きがあったときは、請求があった月の翌月の10日までに事故受付報告書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この告示、保険契約に適用される約款及び特約条項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。